

## 議案第67号

### 工事請負契約の変更について

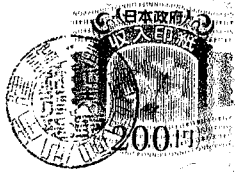
令和7年9月24日議会の議決を得た「工事請負契約の締結（今滝梨団地兼用ジョイント棚整備工事）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 今滝梨団地兼用ジョイント棚整備工事                                 |
| 2 契約の金額  | 変更前 金85,577,800円<br>変更後 金86,418,200円              |
| 3 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1994番地1<br>有限会社 中本建設<br>代表取締役 中本 浩昭 |



## 建設工事請負変更仮契約書 (第3回)

- 1 工事名 今滝梨団地兼用ジョイント柵整備工事
- 2 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字漆原地内
- 3 工期 着工 令和7年9月24日  
完成 令和8年6月30日

4 元請負代金に対する増額金 840,400 円

うち取引に係る消費税額 76,400 円

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増額に10/110を乗じて得た額である。

- 5 その他 (1) 別冊設計図書のとおり  
(2) その他原契約書のとおり

令和8年5月21日に締結した建設工事請負変更契約(第2回)について上記のとおり建設工事請負変更契約(第3回)を締結する。

なお、この契約は仮契約であって、甲が湯梨浜町議会の議決を得た後、乙に対し、その旨を通知した日をもって、本契約として効力を持つものとする。

本契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年5月25日

発注者 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留手9番地1  
湯梨浜町  
湯梨浜町長 宮 脇 正 道



請負者 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1994番地1  
有限会社 中本建設  
代表取締役 中本 浩 昭

